

ケアプラン点検業務委託仕様書

1 件 名

ケアプラン点検業務委託

2 事業目的

ケアプラン点検業務委託は、ケアマネジメントのプロセスを踏まえ利用者の「尊厳の保持」、「自立支援」に資する適切なケアマネジメントとなっているか等、基本とする事項について委託事業者の介護支援専門員（ケアマネジャー）が確認し、保険者に対し「気づき」を促し、「学び」につなげるとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、また、保険者は「利用者の尊厳」を確保するサービスが適切に提供できるようケアプラン作成を支援するために行うものとする。

3 履行期間

契約締結日～令和9年3月31日

4 ケアプランの点検対象

ケアプランの点検数は、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所のケアプラン300件とする。

ただし、受託者は、300件未満となった場合、金額減額となるため、1件当たりの単価の内訳を委託者に内訳書として提出すること。

5 業務内容

(1) 実施方法

①点検対象とするケアプランの選定

委託者は、大阪府国民健康保険団体連合会のシステムから抽出したデータを受託者に提供し、受託者は委託者と協議のうえで点検対象とするケアプランを抽出・選定する。

②内容点検

委託者は、大阪府国民健康保険団体連合会のシステムから抽出したデータを受託者に提供し、受託者は提供データを厚生労働省の「ケアプラン点検支援マニュアル（H20.7.18）」に基づき加工し、「利用者の自由な選択を阻害していないか」、「自立支援に資するものとして十分な内容となっているか」、「必要なサービスが適切に位置づけられているか」等の点検を行い、適正な介護給付となっているかを確認すること。

点検に際しては（2）に示す帳票全てに対して内容点検を行い、それぞれの点検結果について必ず記録すること。記録については、改善事項、良かった点等を踏まえ、委託者にも内容が分かるよう、記述を用いて具体的に記載すること。

また、内容点検後、事前に改善事項等を受託者に報告した上で、25件の面談を実施すること。

③事業所との面談等について

受託者は、事前に全て（300件）点検した結果に基づき、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所に対し、法的根拠に基づいた助言及び改善が必要な内容について改善事項等の文書を作成し委託者に提出すること。

そのうち、面談を実施する事業所について受託者は、次回の面談までに改善等の内容を確認し、次回の面談において、助言及び改善が必要な内容の説明をする等を行い、文書により委託者に通知すること。

また、面談対象外となった事業所から改善事項等について問い合わせがあった場合は適宜対応すること。受託者が面談を行った事業所については、面談内容の報告書を作成し、委託者に提出すること。

④事業所向け研修会の実施

受託者は、年2回、研修会の開催文書を作成し、事業所向けの研修会を開催すること。研修会の開催にあたっては原則、守口市が準備する会場で開催を行うこととするが、開催場所が確保できない等、やむを得ないと委託者が判断した場合に限りオンラインでの開催を認めることとする。

研修会の内容について、初回は介護支援専門員を対象に、実務の中で生じる悩みや疑問への対処法、法令を遵守した計画の作成方法を習得することにより、ケアプランの作成技術を向上させ、介護サービスの適切な提供へとつなげることを目的に、ケアプラン研修会の実施を行い、2回目の研修会については、点検結果を踏まえた研修であることを基本とし、守口市における傾向や総合評価についての報告を含めた研修構成とすること。実施内容は事前に委託者との間で協議・合意形成した内容とすること。研修会当日の資料一式は受託者が用意すること。

年2回での研修会の講師は、ケアマネジメントの資質向上を目的とした内容である為、本業務で点検を担当した主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が担当すること。

(2) 点検書類

選定された居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所からは、次の帳票の直近の写しを事前に委託者に提出させるものとし、受託者においては、面談当日には、対象となっている被保険者の書類原本を持参する。

要介護の場合	要支援の場合
① アセスメントシート	①利用者基本情報
② 居宅サービス計画書（1）（2）、 週間サービス計画表	②基本チェックリスト
③ サービス担当者会議の要点	③介護予防サービス・支援計画書
④ 居宅介護支援経過	④経過記録
	⑤評価表

(3) ケアプラン点検にあたる指導者

ケアプラン点検の業務責任者として同類業務の経験を3年以上有する主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）を1名以上配置し、また、書類点検および事業所面談を実施する担当者は同類業務の経験を1年以上有する主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）または介護支援専門員（ケアマネジャー）の何れか資格を有する者とする。なお、業務責任者および担当者は受託者組織・企業に属する者に限定し、外部委託は認めない。

また、事業所との面談については、面談の質の担保の為、内容点検を実施した主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が実施すること。

- ・契約締結後、本業務の対応にあたる主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）および介護支援専門員（ケアマネジャー）を含めた体制表を提出すること。また、体制に変更が生じる場合は、守口市の了承を得て更新した体制表を提出すること。
- ・現在、守口市被保険者の居宅サービス計画書を作成していないこと。
- ・居宅介護支援事業所に属している指導者については、当該居宅介護支援事業所の営業区域に守口市が含まれていないこと。
- ・その他、守口市被保険者との関係を持たない者。

(4) 実施の流れ

<u>① 6月頃</u>	<u>事業所向け研修会【1回目】を実施</u>
<u>②初回面談2カ月前</u>	<u>受託者が点検対象事業所を抽出し、委託者が事業所へケアプラン提出を依頼</u>
<u>③初回面談1カ月前</u>	<u>委託者が事業所よりケアプランを受領し、受託者へ送付</u>
<u>④初回面談1週間前</u>	<u>受託者がケアプランの内容を（1）に示す方法で点検し、改善事項等を委託者に報告</u>
<u>⑤点検結果報告書送付</u>	<u>委託者は、受託者が作成した点検結果報告書を事業所へ送付</u>
<u>⑥初回面談1週間前迄</u>	<u>受託者が作成したスケジュールに基づき、委託者が事業所と面談日程を調整</u>
<u>⑦初回面談1週間前迄</u>	<u>受託者が委託者と指導ポイントを確認</u>
<u>⑧初回 面談当日</u>	<u>受託者が点検結果に基づき事業所と面談</u>
<u>⑨ 2回目面談1カ月前</u>	<u>事業所から受託者及び委託者に改善事項等の報告を文書で提出し、受託者は改善内容確認を次の面談までに行う。</u>
<u>⑩ 2回目面談1週間前迄</u>	<u>受託者が作成したスケジュールに基づき、委託者が事業所と面談日程を調整</u>
<u>⑪ 2回目面談1週間前迄</u>	<u>受託者が委託者と改善ポイントを確認</u>
<u>⑫ 2回目面談当日</u>	<u>受託者が改善結果に基づき事業所と面談</u>
<u>⑬ 2回目面談後1週間以内</u>	<u>受託者が改善事項等を事業所へ郵送により通知</u>
<u>⑭ 3月頃</u>	<u>事業所向け研修会【2回目】を実施</u>

6 参加の条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (3) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 本業務は、精度確保のため、令和 2 年度以降において、国又は地方公共団体等（国、地方公共団体又は公共法人）との間に、ケアプラン点検の契約の履行を完了した実績が 2 回以上あること。

※履行実績の有無は、事業者単位で判定する。当該事業者の本市入札参加有資格者名簿の登録が本社・本店であるか支店・営業所等であるかを問わない。

※本条件の期間には、履行完了日が当てはまればよく、契約締結日はこの限りでない。

※本条件に該当する履行実績を証する書面（契約書、仕様書等）の写しを添付すること。

7 個人情報の保護

- (1) 受託事業所は、当該業務委託により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。なお、当該委託業務が終了した後も同様とする。
- (2) 受託事業所は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、各種法令を遵守しなければならない。なお、本契約の終了又は解除後においても同様とする。
- (3) 本業務は個人情報を取り扱うことから、受託者は一般社団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定、または I SMS 認証資格を有する法人であることを必須とし、法人認定を証する書類の写しを入札参加資格申請時に合わせて提出すること。

8 その他

- (1) 契約後、本仕様書を変更する必要がある場合は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。
- (2) その他、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。